

第1条（規定の目的等）

1. 本規定は、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が発行するロードアシスタンスサービスと住まいの現場急行サービス（以下総称して「本サービス」といいます。）が付帯されたクレジットカード（以下「カード」といいます。）を保有する会員本人（以下「会員」といいます。）に対して提供する本サービスに関する事項を定めたものです。
2. 会員は本規定を承認のうえ、本サービスの提供を受けることができます。
3. 本規定は、当社の都合により予告なく変更できるものとし、会員はあらかじめその旨を承諾し、変更後の規定について同意するものとします。

第2条（本サービスの対象者）

本サービスの提供を受けることができる対象者は会員のみとします。ただし、会員が本規定第10条各項のいずれかに該当する場合を除きます。

第3条（本サービス対象車両及び対象住宅）

本サービスにおけるサービス対象車両及びサービス対象住宅は、次に定める通りとします。

1. サービス対象車両とは、会員が運転または同乗する車両をいいます。

ここでいう車両とは(1)自家用普通・小型・軽四輪乗用車(2)自家用小型・軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量2t以下）(3)特殊用途自動車（前記(1)(2)ベースのキャンピングカーのみ）(4)自動二輪車及び原動機付自転車をいいます。

<注1>上記に該当するレンタカー・リース車両も対象とします。

<注2>上記に該当していても、以下の車両は対象となりません。

- ・自動車修理業、自動車販売業等自動車を取り扱うことを業とする者が、業務として受託し、使用または管理中の車両
- ・会員が自らの事業（家事を除きます。）のために所有する事業用車両を使用している場合
- ・仮ナンバーの車両
- ・ロードサービス提供不能である特殊な車両

2. サービス対象住宅とは、会員がトラブル発生時点において現に居住している居宅をいいます。

第4条（本サービスの機能）

本サービスは、当社がMS&AD グランアシスタンス株式会社（以下「委託会社」といいます。）に委託し、日本国内の当社及び委託会社が定める対象地域において、サービス対象車両の事故・故障時の対応サービス及び帰宅・宿泊・搬送サービス等（以下総称して「ロードアシスタンスサービス」といいます。）とサービス対象住宅におけるトラブル時の手配サービス等（以下総称して「住まいの現場急行サービス」といいます。）を行うことをいいます。

第5条（本サービスの利用条件）

本規定に基づく本サービスの利用条件は、次に定める通りとします。

1. 会員本人以外は、本サービスをご利用できません。ただし、カードの有効期間内であっても当該契約を解除、失効、その他の事由により存続しなくなった場合は、本サービスを受けることができません。
2. ロードアシスタンスサービスは、日本国内（一部離島を除く）において事故または故障時、自力走行不能である場合利用できます。「自力走行不能」とは、事故で動かない、現場で応急修理しても動かないもしくは道路交通法上運転してはいけない状態のことをいいます。
3. 会員は本サービスの提供を受けるにあたり、委託会社にトラブル発生後速やかに電話するとともに、カード番号及び会員氏名等を通知するものとします。
4. 会員は、本サービスの提供を受けるにあたり、委託会社の判断によりカード、運転免許証、自動車検査証及び

その他の本人確認資料の提示を求められた場合は、これを提示するものとします。それらの提示がないときは、本サービスの提供を受けることができません。

5. 本サービスの提供に伴い車両・居宅等に損傷等が生じる可能性が予測され、これを委託会社があらかじめ会員に伝えて承諾を得たとき、及び通常の作業上生じる損傷等については当社及び委託会社は一切の責任を負わないことを会員は了承するものとします。ただし、委託会社の故意・過失に基づくものについてはこの限りではありません。

6. 警察への届出を要する事故については、会員が警察への届出をすませており、かつ本サービスの提供につき警察の許可を受けていること。

7. 会員が委託会社による作業の実施に立ち会うこと。

8. 危険物運搬車両については、危険物取扱者免許の保持者がロードアシスタンスサービスを提供する現場に同行すること。

9. 会員が、委託会社に対して本サービスの提供に必要な不可欠な協力を行うこと。

第6条（遵守事項）

会員は以下の事項を遵守するものとします。

1. 本規定に基づく権利を第三者に譲渡、貸与したり、担保の用に供しないこと。

2. 道路交通法その他の法令、規則を遵守すること。

3. 本サービスの提供を受けるにあたり、委託会社の指示に従うこと。

第7条（本サービスの内容及び範囲）

本規定に基づく本サービスのうち、無料で提供を受けることのできる本サービスの内容及び範囲は、次に定める通りとします。なお、各費用額はすべて消費税その他の税金を含むものとします。

1. 自力走行不能時のレッカー牽引・落輪引上げサービス

(1) レッカー牽引サービス

トラブル発生現場（自宅駐車場及び同等と判断できる場所を除く）から、レッカー車による牽引または積載車による運搬を行います。この場合、出動基本料金、基本料金加算（※）、現場までの出張料金、現場到着後30分以内の積込基本作業料金及びトラブル発生現場から10km以内の場所までのレッカー牽引（積載運搬）料金の限り、無料とします。

(2) 落輪引上げサービス

道路上でタイヤ（3本までの落輪で残りのタイヤが路上にある状態）が落輪している車両について、出動基本料金、基本料金加算（※）、現場までの出張料金、クレーン作業等の落輪引上げ復帰作業料金の限り、無料とします。

※基本料金加算とは、吊上積載加算・高速危険加算・悪天候加算をいいます。

2. 自力走行不能時の緊急修理サービス

トラブル発生現場（自宅駐車場及び同等と判断できる場所を含む）にて30分以内で実施可能な次の緊急修理作業サービス

(1) キー閉じ込み（車内にキーがある）時の開錠サービス（国産・外車一般シリンダー開錠が対象であり、セキュリティ装置付車両の鍵開けは対象外）

(2) バッテリー上がり時のジャンピング（ケーブルを接続してエンジンをスタートさせる作業で充電はサービス対象外）

(3) パンク時のスペアタイヤの交換

(4) ガス欠時の給油（ガソリン及び軽油）

(5) その他30分以内の現場対応が可能な緊急修理作業

3. 帰宅費用サービス（1名20,000円限度）

トラブル発生現場が会員の自宅から直線で100km以上遠方で自力走行不能の場合に、1名20,000円を限度として公共交通機関を利用し帰宅される費用を負担します（ただし、車検証上記載の定員分を限度とします）。

※トラブル発生当日もしくはトラブル発生時間から起算して 24 時間以内に帰宅を開始した場合の帰宅費用に限ります。

ただし、翌日の帰宅については、当日帰宅することが困難であると委託会社が判断した場合に対象となります。

※公共交通機関とは、バス・電車（特急、新幹線の指定席を含む、グリーン車は除く）・飛行機（エコノミークラス）・船舶（普通客室）及びタクシーをいいます。

※同乗者の帰宅経路が同方向でタクシーに相乗りする場合は、1 台につき 20,000 円が限度となります。

（20,000 円×同乗者数とはなりません）

※帰宅費用は、一旦、会員が立替のうえ、委託会社に請求するものとします。委託会社は領収書の確認後、後日精算するものとします。

※レンタカーにおけるトラブルにおいては、車両を借りた拠点と会員自宅の双方から 100km 以上遠方の場合に対象となります。

4. 宿泊費用サービス（1 名 15,000 円限度）

トラブル発生現場が会員の自宅から直線で 100km 以上遠方で自力走行不能により、帰宅できずやむなく宿泊を余儀なくされる場合、1 名 15,000 円を限度として宿泊費用を負担します（ただし、車検証上記載の定員分を限度とします）。

※当日の宿泊費用 1 泊分に限ります。

※宿泊費用とは、客室料（税・サービス料込）のみをいいます。

※宿泊場所は、原則として最寄りの施設とします。

※宿泊費用は、一旦、会員が立替のうえ、委託会社に請求するものとします。委託会社は領収書の確認後、後日精算するものとします。

※あらかじめ予定されていた宿泊先での宿泊費用は対象となりません。

※レンタカーにおけるトラブルにおいては、車両を借りた拠点と会員自宅の双方から 100km 以上遠方の場合に対象となります。

5. 修理後車両搬送サービス（1 台 50,000 円限度）

トラブル発生現場が会員の自宅から直線で 100km 以上遠方で自力走行不能の場合に、修理完了後、自宅までの車両搬送手配を行い 50,000 円を限度として搬送費用を負担します。（但し、自動二輪車、原動機付自転車及びレンタカーは除きます。）

※会員本人が直接出向いて車両を引き取る場合は往路 1 名分の公共交通機関による交通費（50,000 円限度）を負担します。（但し、レンタカーは除きます。）

負担された費用については、一旦、会員が立替のうえ、委託会社に請求するものとします。委託会社は領収書の確認後、後日精算するものとします。

6. 住まいの現場急行サービス（手配のみ、実費有料にて会員負担）

下記のトラブルの際、現場にて 30 分程度の一時的な応急修理の手配をいたします。なお、実費は会員の負担となります。

(1) 給・排水管のつまりの除去（マンション等の共用部分及び公的部分は除きます。）

(2) 給・排水管の故障によるあふれの応急修理（同上）

(3) トイレのつまりの除去

(4) 玄関のカギ開け

※「公的部分」とは、市町村等が所有する水道管・下水管等をいいます。

7. カーライフサービス（手配のみ、実費有料にて会員負担）

(1) レンタカー紹介サービス（受付：全日 9:00～17:00）

旅行・引越等にて必要な場合に、レンタカーを優待料金で紹介します。

(2) リサイクル部品紹介サービス（受付：平日 9:00～17:00）

安くお車を修理したい方に、リサイクル部品を活用した経済的な修理の相談・手配をします。対象は、国産自家用車5車種（普通・小型・軽四輪乗用、小型・軽四輪貨物）のみとなります。

(3)廃車手続き手配サービス（受付：平日 9:00～17:00）

環境問題に対応した廃車処理の相談・手配をします。

対象は、自家用自動車及び自家用貨物車（最大積載量 2t 未満のみ）となります。

第8条（会員の費用負担）

第7条に基づく無料サービス以外は、全て有料となります。

以下の通り代表事例を挙げます。

1. レッカーサービスの移動距離が 10km を超えるときの超過距離分についてのレッカーサービス料金実費
2. 現場復旧作業が 30 分を超過した場合の作業延長料金
3. 給油ガソリン代金・軽油代金実費
4. キー紛失時のキー作成費用実費またはレッカー費用
5. その他、交換・取り付け等を行った部品の代金、及び補充・交換等を行った消耗品の代金実費
6. 委託会社等サービス提供者が現場往復するために要した有料道路利用料金、カーフェリー乗船料金等、及び本サービスの提供に必要となった有料駐車場利用料金実費
7. 転落（全輪が落輪している状態）車両の引き上げ費用実費
8. ドーリー使用・積載加算等、特殊作業に該当する作業費用実費
9. 車両が建物等に衝突等したときの車両引き出し作業費用実費
10. 現場で作業を実施する際に、作業スペース確保のために実施する手押し、ウインチによる引き出し等の作業料金
11. ローダウン車やエアロパーツ付車両のタイヤ交換作業を行う場合のエアロパーツ取り外し等の作業料金
12. 会員の都合により現場で待機した場合の待機料金
13. 車両破損等によるオイル漏れを処理するために使用した油処理剤代
14. 帰宅費用、宿泊費用及び会員本人の修理後車両引き取りに生じた費用で領収書が確認できない場合
15. 会員の都合により、委託会社等サービス提供者が車両を保管した場合の車両保管料金

第9条（本サービスの提供を受けられない場合）

会員は、以下のいずれかに該当する場合は本サービスの提供を受けることができません。

1. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する事故または故障
2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武力反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する事故または故障
3. 国または公共団体の公権力の行使を起因とするトラブル
4. 日本国外、道路以外（砂浜・河川敷等）の場所、レース・ラリーを目的とするなど通常の自動車走行に不適な場所、通行禁止道路・季節的閉鎖道路・工事用道路等一般車両が通行できない道路、凍結・未除雪・未整地等により出動車両の通行が極めて困難な道路・地域、自然保護・環境保全等の見地から主管大臣等が通行禁止を指定した地域及び交通機関の利便上すぐに現場へ出動することができない離島での事故または故障
5. 無資格、酒酔い運転、薬物使用、車検切れ、その他法令上運転が禁止されている状態で運転中の事故または故障
6. 車両メーカーが発行するマニュアル等に表示されている仕様・取扱方法などと異なる方法で使用了ることにより車両が自力走行不能となった場合
7. 本サービスの提供が第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等を伴う可能性があるときに、当該第三者の承諾が得られない場合
8. 運転者の故意による事故または故障
9. 航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送期間中の事故または故障

10. 通常の作業が困難な特殊工作装置等を装備した車両
11. 改造または後付けパーツの装着により、もしくは車高が低いため、通常の作業で二次破損等が生じる可能性があるか、または作業が不能となるような車両
12. 同一会員より短期間に同一または類似内容の出動依頼が複数回ある場合
13. 核燃料（使用済みも含みます。）等の放射性、爆発性、その他有害な特性の作用に起因する事故または故障
14. 本サービスの実施場所、環境等が作業を行うにあたり不適切または困難と委託会社等が判断した場合
15. 会員が本規定に違反した場合、またはその他会員における本サービスの利用方法等が不適切と当社または委託会社等が判断した場合

第 10 条（権利の消滅）

会員が本サービスの提供を受けることのできる期間は、カード発行後、カードが会員に届いたときからカードの有効期間満了までとします。ただし、上記期間内であっても次のような場合は、理由のいかんを問わず、会員は本サービスの提供を受けることができません。

1. 会員資格を喪失したとき
2. 会員がカード会員規約を遵守していないと当社が判断したとき
3. 会員が本規定上の義務に違反し、その違反が本規定の重要な違反となるとき
4. その他、会員のカードの使用状況が適当でないと当社が判断したとき

第 11 条（会員情報等の提供及び利用への同意）

会員は、当社が本サービスを提供するため、会員に関する情報（住所、氏名、電話番号、カード番号、生年月日、会員資格に関する情報等）を委託会社に対して提供すること及び本サービスの利用状況等を当社と委託会社との間で相互に提供し、利用することに同意するものとします。

第 12 条（本サービス提供時の責任）

本サービス提供の際に生じたトラブルは、会員と委託会社との間で処理されるものとし、当社に故意または重大な過失がない限り、当社は一切の責任を負いません。

第 13 条（本サービスの提供に伴う損害）

本サービスの提供に伴う対象車両の破損、人身事故その他の損害等については、委託会社等に故意または重大な過失がない限り、委託会社等はその損害等を賠償する責を負いません。

第 14 条（本サービスに関する疑義解釈）

本サービスの提供等に関する疑義は、当社または委託会社の決定するところによるものとします。

第 15 条（本サービスの提供の中止・終了）

当社は、会員に事前または事後に通知することにより、本サービスの提供を中止または終了することができるものとし、会員はこれを承諾します。

第 16 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規定について紛議が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地または当社の本社または本部または支店を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。